

○移植用臓器等の緊急輸送対応要領

〔平成24年3月22日〕
通達（地救）第80号

（概要）

この要領は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づき摘出された臓器の応急運搬等において、警察用自動車の適切な対応を図るための必要な事項を定めたものである。